

大学院工学研究科博士前期課程の在学期間を短縮して修了させる  
場合の「優れた業績を上げた者」の適用基準について

平成16年3月8日制定

鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第26条ただし書の規定に基づく、工学研究科博士前期課程における「優れた業績を上げた者の」適用基準は、次のとおりとする。

修士論文の内容に関連した研究成果について、権威ある学術雑誌等に発表した学術論文1編以上が、博士前期課程在学中に掲載または掲載決定されている者。

（注解）

「権威ある学術雑誌等に発表した学術論文」とは、権威ある学会・協会等が定期刊行する論文集等に掲載の査読付き論文（「論文集論文」という。）、権威ある学会・協会等が定期刊行するレター集等に掲載の査読付きレター論文（「レター論文」という。）、権威ある学会・協会等が主催する定例的国際会議のプロシーディングに掲載の査読付き論文（「国際会議論文」という。）、等をいう。